申請対象及び届出対象の区域図（参考）

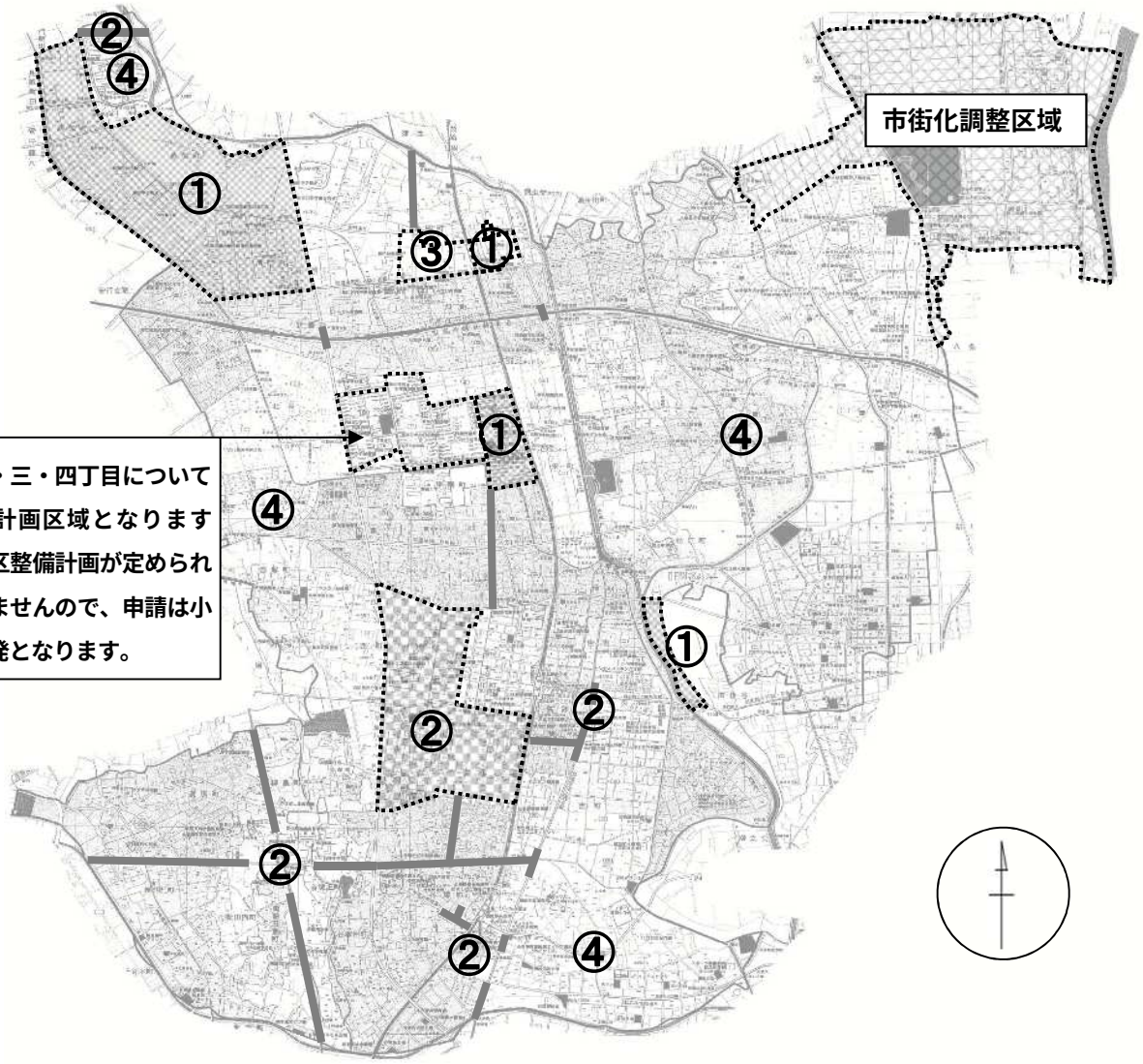

①地区計画区域（地区計画届出）
②都市計画法第５３条許可（都市計画道路の区域は、道路課にご相談ください。）
③土地区画整理法第７６条許可（新田駅西口土地区画整理事業）
（新田駅東口土地区画整理事業）
④その他の区域（小規模開発事業申請）

※上記区域図は参考資料となります。

・市街化調整区域内の建築につきましては、開発指導課開発指導係にご相談ください。
・建築協定が定められている区域については、小規模開発事業の申請において審査が行われます。建築協定の区域、内容等及びその他の建築相談（前面道路の確認等）は、建築指導課にてご相談ください。
（建築指導課　市役所仮庁舎４階（ＦＴビル）　４５番窓口　問　９２２－１９５８（直通））
・計画敷地における、各種申請及び届出につきましては、担当各課にてご相談ください。